

事業計画にタクシー及びハイヤーの別ごとの数を記載する
地域の指定について

道路運送法施行規則第4条第4項第3号の規定に基づき事業計画にタクシー及びハイヤーの別ごとの数を記載する地域（ハイヤー運賃を適用する地域）を下記のとおり指定したので公示する。

平成14年2月1日

北海道運輸局長 中本光夫

記

札幌交通圏（札幌市、江別市、石狩市、北広島市）

附則

本公示は、公示の日から適用する。